

# 議案第72号 第5次交野市基本構想の策定について

議案書25P

## 1. 策定する計画名称

第5次交野市総合計画基本構想

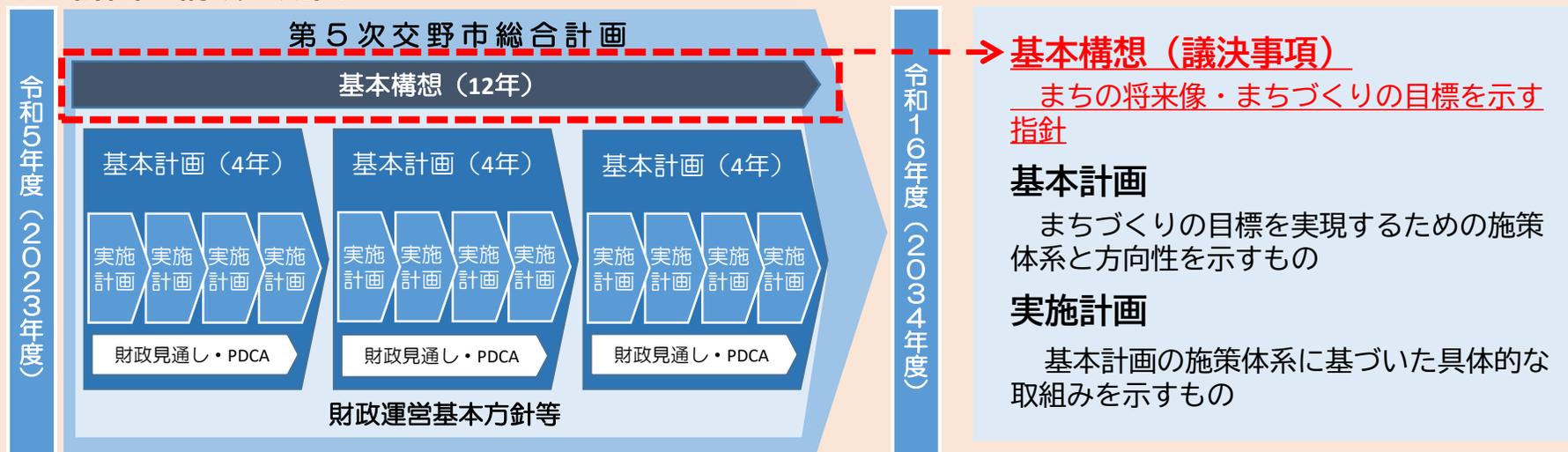
## 2. 計画策定の趣旨

本市では、交野市基本構想条例に基づき「市に関わるあらゆる事業又は活動の企画立案、実行及び評価の基本的な指針とする構想」を策定し、まちづくりを進めている。

第4次交野市総合計画基本構想の策定から10年が経過し、社会環境や経済状況の変化が加速化する中、市民や事業者・団体、行政等が協力し、活力ある地域社会に向けて取り組んでいくことが一層重要となることから、改めて目指すべき「まちの将来像」を示す指針として、令和5年度を始期とする新たな基本構想を策定するもの。

基本構想案の作成にあたっては、市民や学識経験者、市議会議員等から構成される基本構想審議会に諮問の上、市民ワークショップや市民意識調査等を踏まえて議論を進めてきたものであり、令和8年度までの方針をまとめた第1期基本計画案とともに答申を受けたもの。

## 3. 計画の構成・期間



別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和4年12月定例会

<p>議案の 件名</p>	<p>議案第72号 第5次交野市基本構想の策定について</p>	<p>政策等 の区分</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>計画 ・ 事業 ・ 条例 その他（ ）</p>				
<p>〈政策等の概要〉</p>		<p>〈他の自治体の類似する政策等との比較〉</p>					
<p>交野市基本構想条例 (目的) 第1条 この条例は、交野市（以下「市」という。）が、市に関わるあらゆる事業又は活動の企画立案、実行及び評価の基本的な指針とする構想（以下「基本構想」という。）を策定するために必要な事項を定めることを目的とする。</p>		<p>平成23年の地方自治法の一部改正により基本構想の策定義務はなくなったが、全国の多くの市区町村において、条例を根拠に、基本構想を基軸とした総合計画を策定し運用している。</p>					
		<p>〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）</p>					
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
<p>〈政策等を必要とする背景〉</p>		<p>〈将来にわたる効果及びコストの状況〉</p>					
<p>本市では、交野市基本構想条例に基づき「市に関わるあらゆる事業又は活動の企画立案、実行及び評価の基本的な指針とする構想」を策定し、まちづくりを進めている。 第4次交野市総合計画基本構想の策定から10年が経過し、社会環境や経済状況の変化が加速化する中、市民や事業者・団体、行政等が協力し、活力ある地域社会に向けて取り組んでいくことが一層重要となることから、改めて目指すべき「まちの将来像」を示す指針として、令和5年度を始期とする新たな基本構想を策定するもの。 基本構想案の作成にあたっては、市民や学識経験者、市議会議員等から構成される基本構想審議会に諮問の上、市民ワークショップや市民意識調査等を踏まえて議論を進めてきたものであり、令和8年度までの方針をまとめた第1期基本計画案とともに答申を受けたもの。</p>		<p>基本構想では、「まちづくりの目標」を実現するための基本姿勢として、「多様な主体との協働」と「持続可能な行政運営」を掲げている。これらの考えに基づき計画的に取組みを進めることで、多様な主体との協働を政策効果に結び付けることを目指すとともに、持続的な財政運営を図るもの。</p>					
<p>〈提案に至るまでの経緯〉</p>		<p>〈総合計画等の整合〉</p>					
<p>令和3年7月に市において策定方針を定めた上で、同年10月に基本構想審議会に対して計画策定全般について諮問した。その後、各種調査や市民ワークショップの実施、庁内では幹部級会議及び若手職員によるワークグループでの検討等で情報共有を図るとともに、審議会において素案の審議を積み重ね、令和4年8月のパブリックコメントを経て、同年10月に審議会から答申があった。</p>		<p>“かたのサイズ”をめざす像 (主要3つ)</p>	<p>76. 市民も事業者も市の職員も、みんなで楽しく汗をかいている 80. 一人ひとりの悩みや想いがつながってまちの施策になっている</p>				
<p>〈市民参加の状況〉 <input checked="" type="checkbox"/>有 ・ 無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）</p>		<p>○その他の計画（該当する場合のみ）</p>					
		計画名称					
		策定年度					
<p>令和3年度は、市民意識調査や地区・事業者・市民活動団体に対してアンケートを実施するとともに、市民及び市若手職員が参加したワークショップを実施し、市民等の意見を基本構想（まちの将来像やまちづくりの目標等）に反映した。 令和4年度は、8月にパブリックコメントを実施し、1件の意見提出があった。</p>		<p>〈政策等の実施時期〉</p>		<p>令和5年4月1日</p>			
担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）					
企画財政部	政策企画課	<p><input checked="" type="checkbox"/>有 ・ 無（第1期基本計画・策定過程等）</p>					